

民生委員・児童委員の選任ルールについて

1 標準定数

- ・令和6年9月30日時点の、地区ごとの世帯数、高齢者人口、生活保護世帯数に基づき算出した数

2 年齢要件

- ・厚生労働省通知

75歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

- ・「岐阜市民生委員・児童委員選任取扱要領」

民生委員・児童委員を推薦する場合には、**75歳未満の者を選任すること。**

ただし、地域の実情によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- ・「民生委員・児童委員の候補者選任に関する特例」

1 次の要件をいずれも満たす場合

- (1) 相当数の75歳未満の者に対して民生委員・児童委員の候補者の依頼を行ったにもかかわらず、いずれの者からも同意を得ることができなかったこと。
- (2) 他に民生委員・児童委員の候補者として適任と認める者がいないこと。

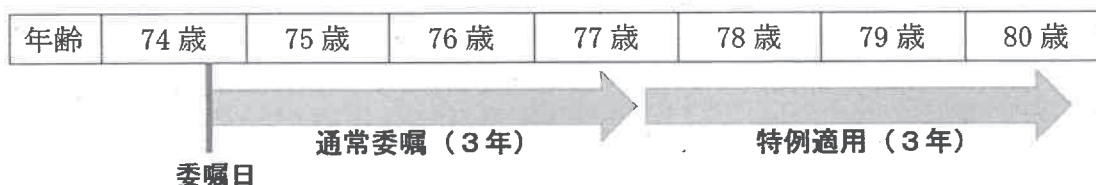
2 75歳以上の者を推薦する場合は、次の要件をいずれも満たす者

- (1) 継続して再任される者であること。
- (2) 過去に特例による推薦を受け、民生委員・児童委員になったことがないこと。

→**特例による推薦は1回のみ**

- (3) 特例による推薦について同意していること。

- ・今回の委嘱において、75歳未満の者を充てた場合



- ・今後の方針

企業の定年延長等により現役で働く世代が増加し、地域で民生委員のなり手を探すことが困難になってきている一方、年齢に関わらず活動に意欲がある方もお見えになります。

今後、国や他市の動向、民生委員推薦準備会、民生委員等の意見を参考に、年齢要件の取扱いについて調査、研究していきます。